

(その1)

(令和 4 年分) 収 支 報 告 書

整理番号 691

(ふりがな)

1 政治団体の名称
(いわてけんやくざいしれんめい)
岩手県薬剤師連盟

2 主たる事務所の所在地
岩手県盛岡市馬場町3番12号 岩手県薬剤師会館内

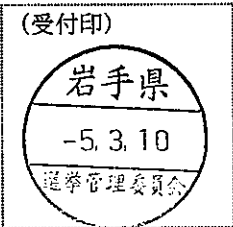
3 代表者の氏名
畑澤 博巳

4 会計責任者の氏名
熊谷 明知

事務担当者 収支報告書の内容に関する問い合わせに
応じられる方の氏名・電話

(氏名) 稲森 喜美子

(電話) 019-622-2467



政治団体の区分
 政党
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 政党の支部
 その他の政治団体
 政治資金団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分
 2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
 有
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____
 無

国会議員関係政治団体の区分
 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間(※1)
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間(※2)
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※1 報告対象年の1月1日から12月31日までの間に資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

※2 報告対象年の1月1日から12月31日までの間に国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
(前年からの繰越額)	26,558,304
(本年の収入額)	12,725,537
支 出 総 額	8,847,298
翌年への繰越額	30,436,543

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	十億 百万 千 円	6,878,000
員 数		1,320 [^]
(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
〔うち特定寄附〕		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	5,847,309	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	5,847,309	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア+イ)	5,847,309	

注) 「寄附」による収入がある場合は、(その7)の記載が必要です。

(その7)

(1、2、3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	2. 法人その他の団体	③ 政治団体
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年月日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
日本薬剤師連盟	1,353,000	R4. 01. 14	東京都新宿区四谷4-3 四谷トーセイビル2階	会長 山本 信夫		
岩手県藤井基之薬剤師後援会	4,092,309	R4. 11. 10	岩手県盛岡市馬場町3番12号	会長 畑澤 博巳		
日本薬剤師連盟	100,000	R4. 11. 28	東京都新宿区四谷4-3 四谷トーセイビル2階	会長 山本 信夫		
日本薬剤師連盟	302,000	R4. 12. 02	東京都新宿区四谷4-3 四谷トーセイビル2階	会長 山本 信夫		
この頁の小計	5,847,309					
その他の寄附	0					
合 計	5,847,309					

注1) 寄附者の区分(個人、法人その他の団体、政治団体)ごとに記載してください。
注2) 同一の者(団体等)からの年間合計額が5万円を超える(5万1円以上)寄附については、氏名(名称)、金額、年月日、住所(所在地)及び職業(代表者の氏名)を記載してください。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、金額にかかわらず内訳欄の記載が必要です。
以上に該当しないものは、「その他の寄附」欄に金額をまとめて記載してください。

注3) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して「年月日順」に記載し、その寄附者(団体等)ごとに「計」を入れてください。
注4) 特定寄附については、例えば、甲野太郎(公職の候補者)が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名(又は名称)」欄に「(特)甲野太郎」というように記載してください。
(特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附することをいいます。)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費	十億 百万 千 円		
	(2) 光 熱 水 費			
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	487,877		
	(4) 事 務 所 費	2,053,564		
	小 計	2,541,441	0	
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	十億 百万 千 円 968,783		
	(2) 選 挙 関 係 費	24,580		
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア + イ + ウ + エ)	400,944	0	
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	400,944		
	イ 宣 伝 事 業 費			
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費			
	エ そ の 他 の 事 業 費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	4,911,550		
	(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	6,305,857	0		
合 計	8,847,298			

注) 支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものは各項目の備考欄に金額を記載し、さらに(その16)にも内訳を記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注) 有無について、□にチェックしてください。「有」にチェックした場合は、資産等の項目別区分ごとに(その18)に記載してください。

(その20)

宣 誓 書


添 付 書 類 (別添のとおり)


- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 10 日

政治団体の名称 岩手県薬剤師連盟

会計責任者の氏名 熊谷明知 

※代表者の氏名 
(解散する場合のみ記入すること)

注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

注2) 「※代表者の氏名」欄は、解散する場合に記名押印又は署名し、署名は必ず代表者本人が自署すること。また、「政治団体解散届」を同時に提出すること。